

浜松市公告第342号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年4月16日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ浜松菰丘店  
浜松市中区菰丘四丁目5-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋 晋  
静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1

3 変更した事項

大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	9時30分
小売業を行う者の閉店時刻	21時00分
駐車場を利用できる時間帯	9時00分から21時30分まで

(変更後)

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	7時00分
小売業を行う者の閉店時刻	22時00分
駐車場を利用できる時間帯	6時30分から22時15分まで

4 変更年月日

平成25年4月27日

5 届出年月日

平成25年4月10日